

<趣旨>

- 東日本大震災復興基本法第3条に基づき平成23年7月に策定した現行の基本方針については、集中復興期間終了前までに見直すこととされている。
- 見直しにあたっては、既存の方針や復興の進展等を踏まえつつ、後期5か年の「復興・創生期間」(平成28~32年度)において、**重点的に取り組む事項を明らかにする**

<概要>

1. 基本的な考え方

- **地震・津波被災地域**では、平成28年度にかけて多くの恒久住宅が完成。10年間の復興期間の「総仕上げ」に向けた新たなステージにおいて、多様なニーズに切れ目なく、きめ細かく対応(平成28年度末見込み：災害公営住宅85%、高台移転70%)
- **福島**においては、平成29年3月には避難指示解除準備区域等の避難指示解除等が進み、**本格的な復興のステージ**。福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して、**国が前面に立って取り組む**
- 人口減少等の「課題先進地」である被災地において、**被災地の自立**につながり、**地方創生のモデル**となるような「**新しい東北**」の姿を創造

2. 各分野における今後の取組

- | | |
|--------------------|--|
| (1) 被災者支援(健康・生活支援) | ・ 避難生活の長期化に伴う心身のケア 、住宅・生活再建支援など、 ステージに応じた切れ目のない支援 |
| (2) 住まいとまちの復興 | ・ 住宅再建 の計画通りの進捗、 医療・介護提供体制の復興 、 被災地発展の基盤となるインフラ整備 の推進 |
| (3) 産業・生業の再生 | ・ 観光振興 、 水産加工業 の販路開拓支援、 農業の大規模化 など 創造的な産業復興 |
| (4) 原子力災害からの復興・再生 | ①事故収束(廃炉・汚染水対策)、②放射性物質の除去等、
③避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等、④中長期・広域的な被災地の発展基盤の強化、
⑤事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の拡充(次ページ参照) |
| (5) 「新しい東北」の創造 | ・ 企業・大学・NPO など民間の人材やノウハウの最大限の活用、 蓄積したノウハウを被災地で普及・展開 |

3. 復興の姿と震災の記憶・教訓 及び 4. フォローアップ等

- **東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーWC**等の機会を活用した復興の姿の発信、**震災の記憶と教訓の継承**
- 基本方針の実施状況等について**フォローアップ**、**3年後の見直し**

福島は避難指示解除等により、本格的な復興のステージに移行

① 事故収束（廃炉・汚染水対策）

国が前面に立って、廃炉・汚染水対策を安全かつ確実に進める 等

② 放射性物質の除去等

29年3月までにすべての地域で面的除染を完了。中間貯蔵施設の整備・継続的な搬入、指定廃棄物等の処理 等

③ 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等

- 遅くとも29年3月までに避難指示解除準備区域・居住制限区域について避難指示を解除できるよう、環境整備を加速
- 長期避難住民のコミュニティ維持・形成、避難住民の心のケア 等

④ 中長期・広域的な被災地の発展基盤の強化

- 12市町村将来像の提言の個別具体化・実現、イノベーション・コースト構想の推進
- JR常磐線の早期開通、市町村内外の復興拠点の整備
- 帰還困難区域の今後の取扱いについて、引き続き地元とともに検討 等

⑤ 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の拡充

- 官民合同チームによる個別訪問等を踏まえつつ支援策を充実
- 営農再開に向けた支援 ・ 森林・林業の再生に向けた取組 ・ 風評被害の払しょく
- 医療・介護・福祉施設の整備・事業再開や人材確保 等

